

免許証返納の方にコミュニティバス回数券を交付

高齢者による交通事故減少を図るため、運転免許証返納の方に苅田町コミュニティバス回数券を交付しています。



■対象者／以下のすべての要件を満たす方

- 1、自らが所有する運転免許証を自主返納した方、または期限切れにより失効した方
- 2、満70歳以上の方
- 3、申請時に苅田町に住居登録がある方

■支援内容／

苅田町コミュニティバス回数券(5,000円分まで)
※本事業による回数券の交付は1人につき1回のみです。

■申請方法／行橋警察署交通課で自主返納の手続きを行い、取消通知書または運転経歴証明書^①の交付を受けた日から6ヶ月以内に下記窓口(役場3階)で申請

■申請に必要なもの／

【自主返納の方】①申請による運転免許証の取消通知書(免許返納時に警察署にて交付)②取り消しを受けた運転免許証
【有効期限切れの方】①運転経歴証明書(警察署または試験場で発行)②有効期限切れの運転免許証

●問い合わせ／【事業について】総務課危機管理室生活安全担当 ☎093・588・1037
【運転免許証自主返納について】行橋警察署交通課 ☎0930・24・5110



11～12月はSTOP滞納！
県下一斉徴収強化月間

忘れていませんか？納税

町では、福岡県と県内市町村と連携し、11月～12月を「県下一斉徴収強化月間」と位置づけ、様々な徴収対策に取り組めます。この機会に、納め忘れの税金がないかご確認ください。

財産の差し押さえなどを実施しています

納期限までに納付がない場合、督促状や催告書などを発送しています。督促等にも関わらず納付がない場合は、財産調査を行い、預貯金や給料、動産などの差し押さえを実施しています。差し押えた動産は、ネット公売などを通じて金銭に替え、滞納している税金に充てています。

●令和5年度の滞納処分実績(町内)

差し押さえ物件	件数
不動産(普通自動車含む)	0件
預貯金(定期含む)	83件
給与・報酬	216件
その他(国税還付金、年金等)	26件
合計	325件

●問い合わせ／税務課 収納管理担当
☎093・434・1846

65歳以上 障害者控除を受けるために

所得税・住民税の申告時に、身体障害者手帳や療養手帳などの交付を受けていなくても、一定の要件に該当する場合は、障害者控除(特別障害者控除)を受けることができます。

■対象／下記要件すべてにあてはまる方

- ・町内在住の65歳以上の方(昭和35年1月1日以前生まれ)
- ・要介護や認知症の状態であり、その状態が継続する見込みのある方

■申請／12月23日⑧までに①及び②もしくは③を下記に持参

- ①障害者控除対象者認定申請書
- ②医師による「障害者・特別障害者控除対象者認定用意見書」
- ③同意書(介護認定を受けている方のみ)

※①～③は福祉課窓口または町ホームページで取得できます。
②は病院受診料・文書作成料等が必要です。現在介護認定を受けている方は町ホームページからオンラインでお申込みできます。

申請いただいても、認定基準に満たない場合は非該当となりますのでご了承ください。



●問い合わせ・申請先／福祉課 高齢者福祉担当(役場2階) ☎093・434・1039

国民健康保険 後期高齢者医療制度

12月2日からの 被保険証・各種認定証・短期証について

※その他の健康保険にご加入の方は、各保険者へお問い合わせください。

12月2日 被保険者証の新規発行を終了

■マイナンバーカード(マイナ保険証)を基本とする仕組みに

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」(以下「改正法」)の施行によって、現行の紙の被保険者証の発行は令和6年12月2日で終了し、医療機関等の受診は健康保険証として利用登録したマイナンバーカード(マイナ保険証)を基本とする仕組みに移行します。

令和6年12月1日までに交付された被保険者証は、記載されている有効期限まで使用できます。

有効期限以降は次のとおりとなります。

《マイナ保険証をご利用の方》

マイナンバーカードを利用して医療機関等の窓口で受付することで、これまで通り医療機関等を受診することができます。
※後期高齢者医療制度においては、令和7年8月の年次更新まではマイナ保険証の保有状況にかかわらず「資格確認書」を交付します。

《マイナンバーカードを持っていない、マイナ保険証の登録をしていない方》

有効期限が終了する前に「資格確認書」を交付します。「資格確認書」を医療機関等の窓口で提示することで、これまで通り医療機関等を受診できます。
※12月2日以降に転居や負担割合の変更等があった場合は、その時点で資格確認書を交付します。後期高齢者医療制度に加入する方も資格確認書を交付します。

国民健康保険に加入の方

■国保税に滞納があると、医療費が10割負担になる可能性があります

12月2日以降、従来の短期被保険者証(短期証)や被保険者資格証明書(資格証)は廃止されます。1年以上前の滞納がある方は、特別療養費の対象となり、医療費が10割負担となります。申請により、後日その内容を審査し決定した金額の7割相当額(70歳以上で窓口負担割合が2割の方は8割相当額)を給付することになります。今まで短期証をお持ちで3割(又は2割)負担で医療機関を受診できていた方も、10割負担となる可能性があります。国民健康保険税に未納のある方は、お早めに納付をお願いいたします。

●問い合わせ／

住民課国保年金担当・高齢者医療担当 ☎093・434・1848
福岡県後期高齢者医療広域連合 ☎092・651・3111

町 HP は
QRコード
から

